

伊方訴訟ニュース

1981年1月25日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先:530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座 大阪 48780)

自民党「反原発運動を断固粉碎」を方針に

裁判所にかかる「国策」の重圧

1月17日、自民党は運動方針案を発表し、その中で、原発反対運動に対し、つぎのような強い姿勢で臨むことを打ち出した、と報道されている。「党の総力を挙げて全国民的な運動を展開し、一部勢力によるイデオロギー的な反対運動を断固粉碎する」と。

私たちは、被告側がこれまでにも、たびたび、原告らの主張を「思想」として攻撃してきたことを思い出す。「原告らが科学技術に対し全面的否定の「思想」を持っていることを示している」とか、「原告らの原子力発電の存在自体を否定する基本的「思想」からすれば何ら矛盾がない」(被告準備書面10)とか、「ただ単に危険性を有することをもって、現代の有用な技術それ自体を否定するような考え方は、一つの偏った「思想」にはなり得ても、人類の発展と両立し得ないものといわなければならない」(被控訴人準備書面1)など。

政策遂行のためには、「多くの犠牲と負担と痛み」を引き受けることを国民に求める必要がある、との立場から作られたという「方針」は、高松高裁の、そして、松山地裁の裁判官たちにも、重くのしかかることだろう。

「エネルギー」と「国防」とをかけ、「核」にのめり込もうとする人たちにとって、伊方

の二つの法廷は、ますます、厄介で抜ききしならない場となり、それにつれて、私たちの裁判斗争も、一層、困難だが、やり甲斐のあるものとなることであろう。(Q)

控訴審第9回公判

2月9日(月)午前10時30分

高松高裁6階法廷

証人尋問開始

藤本陽一証人に対する原告側主尋問

「原告らは、原子炉のような危険性の大きい、かつ未知の部分の多い技術については、右後者の如き方法(完全な実験で危険が全くないことを確かめることまでやらなくともいいという考え方:編集部注)をとることは、原告ら周辺住民の生命、身体等を侵害する蓋然性が極めて高いから許されない旨主張し、証人藤本らも右主張に添う証言をするけれども、現在の原子炉はその安全性が十分確保されているとする専門学者、技術者も多数存在することが認められるから、右原告らの主張に添う証拠は直ちに採用できない」との柏木判決の誤りが、TMI事故に即して明らかにされることであろう。

控訴審第8回公判における

弁護団の弁論内容（その2）

熊野弁護士被告の準備書面6を読んで私も啞然としてしまった。まともに反論する気にならないが、ここで二つの、何人も争うことのできないきわめて単純明白な事実をあげておきたい。被告はゴチャゴチャと逃げ口上をのべておられるが、この二つの単純な事実に注目していただければ、本件の争点が非常にはっきりすると思います。

一つは、TMI原子力発電所において大事故が起きたということ。このきわめて単純な事実の重みを私たちは考え直す必要がある。この事が明らかにしたことは、原発にも大事故は起きるのだということです。被告は、TMI事故までは、事故は起こらない、原発で事故が起こるのは流れ星に当って死ぬぐらいの確率だ、というようなことをのうのうと云ってきた。いわゆる原発神話です。安全審査委員長だった内田証人は、一千炉年の間事故は起こっていないでないかという云い方をしてきましたし、被告もくり返し云ってきた。だけど事故は起った。そのことが何よりも重要なことです。したがって、原発で事故は起こらないとの被告のウソは完全に破られてしまった。こういう単純な事実を、被告がガチャガチャ云っていることに惑わされずに確認することがまず第一です。

二番目に重要なことは、TMI事故以後、本件伊方原子力発電所において防災計画が改訂されたということ。これも単純明白な客観的事実で何人もこれを否定することはできない。被告は、防災計画は論点たり得ないと、

えらそうに云っておられるけれども、原発の安全と切り離せない関係にあります。TMI事故後に、愛媛県の防災計画が薄っぺらいものから部厚いものになり、各町ごとにできたという単純明快な事実が何を示すかと云えば、単にアメリカのバブコックウイルコックス社が作ったTMI原発だけが事故を起こすのではなくて、伊方にある原子力発電所も事故を起こすという単純明快な事実を国が認めたということ以外の何ものでもない。

被告は、この二つの最も重要な事実を覆い隠すために、ガチャガチャといろんなことを云っている。その云っていることが、いかにインチキであるかを単純明快に明らかにしていきたい。

被告は、今までのように、原発で事故は起こらないと云えなくなってきたので何をしたか。これはクイズダービーに出せば面白い問題だと思う。まず第一にどういう答弁をしたかというと、TMIと伊方とは違う、ということをしきりに云った。向うはバブコックウイルコックス、こちらはウエスチングハウスで、いろいろ違います、と。その経過は、先程の菅代理人が説明した図にある通りで、空気系統がTMIと伊方とでは違います。蒸気発生器の型もTMIは違います。加圧器逃し弁も違います。ECCSも違います。格納容器の隔離条件も違います、と、こういうふうに云ってきた。

それを今度は、「被告のTMI事故原因からの逃げ方」という図で示します。ここに書

いてあるのは、TMIと伊方の事故原因、一方は過去で他は未来のことですが、に共通するものとしないものとの分類です。それだけでは逃げられないから、安全審査を分けて、基本設計だけやればよろしいということにする。そういう分け方がいかにナンセンスかはこれまでにのべてきました。まず、TMIと伊方の事故原因とが共通しない方向に、つまり図の右側に、違います違いますと云い立てて、逃げ込もうとした。それが準備書面での状態です。しかし逃げ込んだのですが結局逃げ切れないことがはっきりしてきた。

被告のTMI(事故原因)からの逃げ方

		TMI・伊方の事故原因	
		共通	非・共通
安 全 審 査	基 本 設 計	非常識	→
	基 本 設 計 外	↓	

その次に被告がしたことは、TMI事故は伊方と関係あるかもしれないが、今度は安全審査を持出して、事故が起っても安全審査と関係ない、ということで逃げようとした。そのため被告が考え出したやり方は、基本設計とそれ以外とに分け、基本設計外というのは詳細設計だとか運転管理だという問題を持出して、この図の下の方に逃げ込もうとした。ですから、この関係でいけば、事故が起って住民が死んでも安全審査には何の責任もないということになる。住民のいのちよりも、安全審査をやった役人のいのち、面子の方が大事だという考え方で立っている。

基本設計という概念がいかにでたらめなものであるかということは、何度もべてきましたが、二、三補足しておきます。

第一に、安全審査の合理性ということを被告は云っていますが、安全審査というのは、あくまでも、安全を確保するためにあるわけですから、その目的に対して合目的的であることによって合理的であると云えるわけです。ですから基本設計と比較して合理的であると云って見ても、基本設計を縮めてしまえば何の意味もない。

一審での被告の答弁書にはどう書いてあるか。その33頁には「安全審査会は原子力に関する専門的な分野はもちろん、地震、気象、その他広い範囲にわたる専門家によって構成された審査機関であるが、そこでは、核施設の設計の安全性、平常運転時の被曝量の評価、万一の事故が起つた時にも周辺住民の安全は確保されるなど、原子炉に係る安全性について、専門的な立場から、きわめて詳細な審査が慎重に行われる。」と書いている。その後、被告がよく云う詳細設計について、電気事業法にある工事前審査についても書いているが、「電気事業者はこれらの許可を得たのち工事に着手する前の段階で、通産大臣から電気事業法に基いて工事計画について認可を受けなければならない。設計内容や工事方法について、安全確保等の観点から審査するのであって、通産大臣は前記顧問会からの意見を聴取し認可する」と、ここではもう、詳細とか、専門的な立場から慎重に審査が行われる、というようなことは何一つ書いていない。被告が一生けんめい逃げ込んだ詳細設計は、前のがちやんといってるかどうかをチェックするためのものにすぎないことは明らか

かです。まして運転管理ということ、それも必要ですが、全くウエイトが違うのです。

被告はしきりに段階的規制という言葉をもてあそんでいる。あたかも一つ一つの段階が同じ価値をもつような云い方をしている。けれども、その中で安全審査のウエイトは圧倒的に99パーセントをしめ、あと1パーセントを、電気事業法による認可だとか、使用前検査だとか、運転前や定期検査などがしめている。もちろんそういうものは必要ですし、それらを段階的規制と呼ぶのもいいですが、安全審査で安全だということが確認されて次に進むのであって、その重要さが99パーセントである。それを、最初の大変な安全審査はごくわずかで、基本設計だけをチヨロチヨロとやればよろしい、というふうな云い方をしてごまかしている。審査員の資格についても、わざわざ法律で規定し、まず安全専門審査会を作り、原子力委員会に答申し、さらに内閣総理大臣に答申ししてやっていくという手続が、あの手續と全然ちがう。それを、あの段階を水増しして等価値のものとして並列にならべるということをやっている。

被告の言いたいのは、恐らく、安全審査がやるのはこの段階だけです。だから取消し訴訟も基本設計だけしかできません。ということでしょう。だからそれからあの問題については、電気事業法による認可の段階で異議を起こしてまた取消し訴訟をやりなさい。さらに第三の、工事の工程ごとの使用前検査、これの合格も処分でしょうから、それぞれ異議を起こして取消し訴訟をやりなさい。そういうふうに云いたいのかしれませんが、たとえば、被告が第三の段階としている工事の工

程ごとの使用前検査（電気事業法43条）について見てみましょう。

通産省令の37条で工事の工程がきめられていますが、その中の原子力発電については、(イ)原子炉本体、原子炉冷却系統、計測制御系統設備、燃料設備、放射線監視設備、廃棄設備、または原子炉格納設備については、構造、強度、または漏えいに係る試験をすることができる状態になったとき、(ロ)蒸気タービンについては、蒸気タービンの車室の下部分の据付が完了したとき、補助ボイラーについては、ボイラーの本体または独立過熱器の本体の組立が完了したとき、(ハ)原子炉に燃料を装入することができる状態になったとき、原子炉が臨界に達するとき、工事の計画に係るすべての工事が完了したとき、などと書かれている。こういう工程のそれぞれの段階で異議を起こし訴訟をやることにならざるを得ない。そういうことが、いかに愚劣であるかはいうまでもないし、第一、住民にどの段階まで進んだか全く分るはずもない。そのあの保安規定の段階についても云うまでもない。被告のいう運転管理などは事故が起こってからでないと分りませんから、事故が起こってから取消し訴訟をやりなさい、ということになりかねない。

被告のいう段階的規制とは、憲法32条に定められた国民の裁判を受ける権利を重大に侵害し、事実上奪ってしまうような主張となっているわけです。

さらに、現実に松山地裁に訴訟が提起された場合にどうなるか。まず合議部を構成することは非常に困難と思われますし、次に、合議部を構成した際に、基本設計か詳細設計か運転管理事項か、ということで、お互に逃げ

合いをするか取り合いをするか、審理の範囲について大変な混乱を起こし、あるところはダブリ、あるところはすっぽ抜けてしまう、ということが起こらざるを得ない。その次に、恐らく国側代理人は出廷できないだろう。我々も出廷のために大変な苦労をしているわけですが、今までの審理経過を見れば、国側が準備書面を書くのに時間がかかる、なかなか出廷できないというのが通例だった。そんなに沢山の訴訟を起こせば、ますます出廷できなくなるだろうことは火を見るより明らか。結局、併合審理をせざるを得ない。全部併合して審理するということは、全部を審理の対象にするということとどれだけ違うのか。被告のいっている段階的規制という論法がいかに愚劣かということは、そういうことをちょっとと考えるだけで分ると思います。

結局、被告が苦心して作り出した基本設計という概念が、いかに訴訟法上からも意味のない、まして原子炉の規制ということからいえば意味のない、ないしは、不当に狭めて使っているといえる。

話をもとに戻しますと、TMIで事故が起ったという明白な事実がまずあって、原発で事故が起らないと云えなくなった。そこで、伊方とは関係がないという第一段の逃げをやった。しかしそれも逃げられなくなった。そこで次に、安全審査と関係ないということを持っていくために、基本設計とそれ以外に分け、基本設計の内容をほとんどなくしてしまった。つまり図でいうと、まず、非共通の方に、ついで、運転管理事項だ詳細設計だと下側に押しやって、基本設計と関係のあるのはごくごくわずかである。かのように主張している。しかし、押しやっても、どうしても

残るところが出てくる。図では、その部分をかこんで「非常識」と書いておきました。

それは、被告の主張が非常識だ、ということ、もう一つは、被告の準備書面6に出てくる言葉だということです。たとえば、25頁から26頁にかけて、「ECCSの性能が十分に発揮し得なかったのは、運転員に十分な情報が提供されていたにもかかわらず、運転員が加圧器水位計の表示のみに着目して、ECCSの流量を較ったりしたことによるのであって、右いずれもが、運転管理としては非常識のそりを免れない。そして、原子炉設置許可に際しての安全審査においては、右のような非常識な運転管理がなされると想定した上で当該原子炉の基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を判断するのではない」とのべている。20頁から21頁にかけても、「運転員が非常識な運転を行うことがないことを前提にしている」とある。

要するに被告としては、どうしても基本設計の範囲に入ることを認めざるを得ない、つまり逃げようとしても残ってしまう。残るところは「非常識な運転管理がなされないことを前提とする」ということで逃れようとする。そうすると、非常識というは何なのだとということになる。被告がこれまで云ってきた、フェイルセーフだとかフルプルーフだとかいうことと、どういうふうに関係があるのか。非常識ということとそれらはどういうふうに違うのかがまず問題となる。被告は、伊方と関係ない、安全審査と関係ない、基本設計と関係ない、というところまで来て、それもだめになったので最後に、基本設計に関係あるけど非常識の分は関係ない、と逃げてきた。だから、非常識で関係ない、ということもだ

めになれば、もはや被告は論理的に完全に行きづまり、TMIと伊方とは関係があるということを、被告の主張をもってしても認めざるを得ないということになる。

そこで、非常識とは何か、ということです。私は被告の云うことが分らないので辞書を引いてみたのです。4、5種類の英英辞典で引いてみたのですが、その中で、非常識についていろいろな訳語が使われていますが、lack of Commonsenseと書いてあります。つまり、常識('commonsense')を欠いている(lack)ということです。あるいは、lacking of commonsenseとも書いています。ところで被告が今までさんざん宣伝してきたフルブルーフという言葉がありますが、それとどういう関係にあるかということで、フルブルーフを辞書で引いて見たわけです。フルは馬鹿ということですが、それの形容詞はfoolishです。それを英英辞典で引いて見ますと、lacking of commonsenseと書いてある。だから、フルブルーフというのは、非常識なことをしても安全、まさにそういうことを云っているのですね。被告が云っているように、非常識なことを想定していないということではなく、まさにそれを想定している。

TMIの運転員の行動は非常識と思われません。そういう間違いを犯したとしても、それはあの場合の状況に置かれれば無理もなかったと思いますけれど、被告は、あえて運転員に責任をなすりつけて、運転管理事項だ、非常識だということで逃げている。そういうことは、古来、敗軍の将、兵を語らずという武士道の精神で、部下の責任にしないという美德から見れば、最も卑しむべき態度と云わ

ねばなりません。

被告は最終的に非常識ということで逃げようとしたのですが、それは最初に、被告の準備書面にあるフルブルーフで、がっちり固められ、さえぎられて逃げ出すことができない。それこそフルブルーフになっているわけです。どんな非常識な主張をしても逃げられない。ですから、今まで懸命に、TMIの事故と伊方原発に将来起こるかもしれない事故との間には関係がない、だからTMIの事故は本件審理の対象にならない、と云ってきたことは、我々の主張を待つまでもなく、被告の主張、論理構成それ自体で、完全に破たんしていて、TMI事故をもたらしたもののは、まさに伊方の事故の原因になる、ということを、被告の主張自体が認めているということになる。それが第一点。

第二点は、最初に述べましたように、伊方にTMI事故後に、防災計画ができたということ。防災計画はそれ以前にもあったのですが、薄っぺらなもので何の役にも立たなかつた。今度できたものが役に立つということではありませんが、とにかく大部なものができた。防災計画を作ったということは、取りも直さず、伊方にも大事故が起こるということを国側が認めたということ以外の何ものでもありません。被告は準備書面の5頁で、事故時における防災対策に係る原告らの指摘は、明らかに本件審理の論点たり得ない、と言らそうにおっしゃっていますけれど、まさに、論点以外の何ものでもない。

原子炉の安全審査の際に立地審査というのが行われます。それがいかに重要であるかは改めて云うまでもないことです。たとえば答弁書によれば、「発電用原子炉の立地条件を

審査するに当っては、主として安全確保の観点から立地の適否について検討される。その中心となるのは、重大および仮想事故を想定して、その事故の場合も、安全確保の観点から立地審査指針に適合していることを確認する。安全審査に際して、このような重大事故、仮想事故を想定した場合においても、原子力発電所の周辺住民の安全を確保できるような立地条件にするため、原子炉をとりまく一定の範囲が、住民の居住しない地域、非居住区域であり、また非居住地域の外側の一定の範囲が人口密度の低い地域、低人口地帯であることを、それぞれ確認する」とあります。

この非居住区域とか低人口地帯という概念が何かといえば、防災計画そのものの概念です。非居住区域というのは、放射能が漏れ出した場合に、間に合わないので誰も住まないようにする。その外側の部分は、漏れ出して逃げ出す場合に、大勢がいれば逃げられないが低人口で人数が少なければ、なんとか逃げられるだろう、ということで考えられている。そういうものを同心円状に、伊方についても作っています。被告の云うところによれば、低人口地帯まで含めて伊方の半径700メートルの敷地の中に入ってしまう。だから、重大事故や仮想事故というのが仮に起こっても、敷地境界にまで達する放射能の量というのはしれている。私たちは、そこできめられている「めやす」というのは不当に高いとしていますが、被告の立場に立っても、700メートルのところまでくれば放射能は大して届きませんから、それから外に居る住民は逃げたりする必要はない、と。原審で、児玉原子炉規制課長は証人として、私の質問に対して、逃げるなんて考えていない、と云ってい

ます。とにかく700メートルでストップしますので、それから外の住民は逃げる必要はありません、と云っているわけです。ですから、立地審査指針が妥当なもので、それに適合しているかどうかということと、防災計画とは不可分の関係にある。

防災計画ができたということは、700メートルの外側の人も逃げなさいということを前提にしている。伊方でも10キロメートル以内の人たちの退避を計画している。TMI事故の経験からは、10キロメートルではとても問題にならないことはいうまでもないが、それはともかくとして、防災計画を作ったということは、事故が起こるということを被告が認めざるを得なかったということです。

そういうことを、前回、私が質問したのに答えず、今回、そのことについて論点たり得ないと、高飛車に逃げている。たとえがよくないかもしれません、最近、会話の中に出でた話にこういうのがありました。裁判所は、そういう例は不謹慎だとおっしゃられるかも分りませんが、もし此の話が不謹慎だとすれば、それは、被告の主張がその100倍も1000倍も不謹慎だということを際立たせるために、あえて用いた例だということで御諒解いただきたい。

それは、ある繊維会社の重役になっている人の話で、その人が社員時代に海外出張するとき、カバンの中にいわゆるゴム製品を入れていたのが奥さんに見つかってしまったというのです。まさに防災計画はそういうものであって、これは自分に関係ないのだ、と云っても、そういうものをカバンに入れて海外に出張するということは、自分の安全性というか潔白性と関係ないとして押し通せる問題で

ない。その人は、自分で入れたのではない、友達がいたずらに入れたのだ、と懸命に云つて、何とか事なきを得たようで、そこで廃棄してしまえばいいのかもしれません、そういう防災計画が原発にあるということは、そういうことであって、関係ないということを逃げられないわけです。被告側はこちらが出した愛媛県の防災計画を、「不知」、知らんということにしてしまったわけですが、そんなことで逃げられないということは、今の単俗な例からも明らかです。明らかに、防災計画と、原発が安全だということとは、二律相反で両立できないのです。

最後に、確認していただきたいことが二つある。一つは、TMIで事故が起つた、原発で事故が起つたということがはっきりしたということと、伊方でも防災計画が作られたということ。その事故原因については、被告は懸命に逃げまわつても最終的には逃げられなかつた。だからTMI事故と伊方で将来起り得るであろうという事故の原因、あるいは安全審査の欠陥とは密接不可分であることが明白になったということ。

ここで注目しなければならないことは、被告が論点たり得ないとか、あるいは、非常識な運転管理を想定して安全審査をやつていないというようなことを云つてゐることの意味を十分に考えていただきたい。それは何かといえば、本来審理すべきものを審理すべきでないと云つてゐる。それは、まさに、問答無用だということ。法廷というのは論議を尽してどちらの主張が正しいかを明らかにしていく場であるのに、問答無用、論ずるな、とかって右翼青年将校が使つた言葉と全く同じ思想内容を表現していて、法治国家として許

し難いと思います。

私たちは、TMIで起つた重大な事故は人類に対する警告だと思い、その警告をほんとに謙虚な気持で受止めなければならないと思っています。それは何も、訴訟の枠組を離れて一般的に論じなければならないということを云つてゐるのではなく、本件の原告ら住民にも、まさに密接不可分に関つてゐます。そういう警告を無視することは、ほんとに、人類に対する冒とく以外の何ものでもないと思います。

会計報告 ('80.12/15~'81.1/14)

収入

会 費	1 4 5 , 0 0 0
ニュース購読料	5 3 , 0 0 0
ニュース前納金	1 0 2 , 0 0 0
カンパ	9 5 , 0 4 0
コピー代金	1 5 , 0 0 0
計	4 1 0 , 0 4 0

支出

ニュース印刷代	2 5 , 5 0 0
郵送料	9 , 1 3 0
振替手数料	2 , 2 6 0
事務協力謝金	4 0 , 0 0 0
会場費	2 3 , 0 0 0
事務用品費	2 , 0 0 0
コピー料金	4 5 , 0 0 0
計	1 4 6 , 8 9 0

差引

(積立金に充当)	2 6 3 , 1 5 0
積立金合計	3 5 7 , 8 1 6

年末カンパ(合計237,780円)の御支援ありがとうございました。(事務局)